

平成30年度

直方市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

直方市監査委員

直 監 第 37 号
令和元年 8 月 28 日

直方市長 大 塚 進 弘 様

直方市監査委員 小 林 康 雄
直方市監査委員 田 代 文 也

平成 30 年度直方市財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度直方市一般会計及び特別会計に係る財政健全化比率とその算定基礎事項を記載した書類並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、直方市上頓野産業団地造成事業特別会計、直方市公共下水道事業特別会計、直方市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出する。

目 次

平成 30 年度直方市財政健全化審査意見	1
第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の概要	1
第 4 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	1
3 是正改善を要する事項	1
平成 30 年度直方市上頓野産業団地造成事業特別会計経営健全化審査意見	2
第 1 審査の対象	2
第 2 審査の期間	2
第 3 審査の概要	2
第 4 審査の結果	2
1 総合意見	2
2 個別意見	2
3 是正改善を要する事項	2
平成 30 年度直方市公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見	3
第 1 審査の対象	3
第 2 審査の期間	3
第 3 審査の概要	3
第 4 審査の結果	3
1 総合意見	3
2 個別意見	3
3 是正改善を要する事項	3
平成 30 年度直方市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見	4
第 1 審査の対象	4
第 2 審査の期間	4
第 3 審査の概要	4
第 4 審査の結果	4
1 総合意見	4
2 個別意見	4
3 是正改善を要する事項	4

平成 30 年度 直方市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度 直方市実質赤字比率
平成 30 年度 直方市連結実質赤字比率
平成 30 年度 直方市実質公債費比率
平成 30 年度 直方市将来負担比率

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 8 月 28 日まで

第 3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、4 つの健全化判断比率が早期健全化基準を下回っているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記 4 つの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

指 標 名	健全化判断比率		早期健全化基準		財政再生基準	
	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度
(1) 実質赤字比率	－	－	12.94%	12.94%	20%	20%
(2) 連結実質赤字比率	－	－	17.94%	17.94%	30%	30%
(3) 実質公債費比率	6.7%	8.0%	25%	25%	35%	35%
(4) 将来負担比率	55.8%	58.9%	350%	350%		

※ 実質赤字比率又は連結実質赤字比率が負の値の場合－で表す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

平成 30 年度普通会計の決算は実質収支額 1,556 万 7,897 円の黒字であり標準財政規模 130 億 7,480 万 9,000 円で除した実質赤字比率はマイナス(△0.12%)となっており、早期健全化基準の 12.94%と比較すると、これを下回って良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率

平成 30 年度全会計の決算合計は連結実質収支額 21 億 7,416 万 9,301 円の黒字であり標準財政規模 130 億 7,480 万 9,000 円で除した連結実質赤字比率はマイナス(△16.63%)となっており、早期健全化基準の 17.94%と比較すると、これを下回って良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率

平成 30 年度の実質公債費比率は 6.7%となっており、早期健全化基準の 25%と比較すると、これを下回って良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率

平成 30 年度の将来負担比率は 55.8%となっており、早期健全化基準の 350%と比較すると、これを下回って良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 30 年度 直方市上頓野産業団地造成事業特別会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度 直方市上頓野産業団地造成事業特別会計資金不足比率

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 8 月 28 日まで

第 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された上頓野産業団地造成事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が経営健全化基準を下回っているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

指 標 名	30 年度	29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	20%

※ 資金不足比率が負の値の場合－で表す。

2 個別意見

(1) 資金不足比率

平成 30 年度の資金不足比率(資金の不足額 0 円÷事業の規模 1 億 7,776 万 4,000 円)は、マイナス(0.00%)となっている。

平成 30 年度決算では、歳入額 1,777 万 6,439 円から歳出額 1,777 万 6,439 円を差し引いた本年度実質収支は 0 円である。産業団地土地売却に伴う繰上償還を行い、地方債残高が大幅に減少し、資金不足も生じていない。

したがって、経営健全化基準の 20%と比較すると、良好な状態であると認められる。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 30 年度 直方市公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度 直方市公共下水道事業特別会計資金不足比率

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 8 月 28 日まで

第 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が経営健全化基準を下回っているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

指 標 名	30 年度	29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	20%

※ 資金不足比率が負の値の場合－で表す。

2 個別意見

(1) 資金不足比率

平成 30 年度の資金不足比率(資金の不足額△1 億 7,808 万 4,866 円÷事業の規模 3 億 4,781 万 2,000 円)は、マイナス(△51.20%)となっている。

平成 30 年度決算では、歳入額 22 億 2,090 万 3,843 円から歳出額 20 億 4,281 万 8,977 円を差し引き、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額 0 円を差し引いた本年度実質収支は 1 億 7,808 万 4,866 円の黒字であり、資金不足は生じていない。

したがって、経営健全化基準の 20%と比較すると、良好な状態であると認められる。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成 30 年度 直方市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度 直方市農業集落排水事業特別会計資金不足比率

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 8 月 28 日まで

第 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された農業集落排水事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、その比率が経営健全化基準を下回っているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

指 標 名	30 年度	29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	20%

※ 資金不足比率が負の値の場合－で表す。

2 個別意見

(1) 資金不足比率

平成 30 年度の資金不足比率(資金の不足額△1,295 万 264 円÷事業の規模 1,933 万 2,000 円)は、マイナス(△66.99%)となっている。

平成 30 年度決算では、歳入額 1 億 2,193 万 7,337 円から歳出額 1 億 898 万 7,073 円を差し引いた本年度実質収支は 1,295 万 264 円の黒字であり、資金不足は生じていない。

したがって、経営健全化基準の 20%と比較すると、良好な状態であると認められる。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。